

8 毒ガス障害者支援

〔現況及び施策の方向〕

旧大久野島毒ガス工場従事者等は、毒ガスの影響により、いまなお健康上特別の状態にある。これら毒ガス従事者等のうち、旧陸軍共済組合員であった者については財務省が、それ以外の者については厚生労働省が、各々救済制度を設けている。

県は、財務省所管事業に関しては健康診断を、厚生労働省所管事業に関しては事業全般を受託しており、国の事業及び県独自の施策により、毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。

第1表 健康管理手帳所持者数（財務・厚生労働省）

（単位 人）

区 分	財 務 省			厚 生 労 働 省			財務・厚生労働省合計		
	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	小計	県内 居住者	県外 居住者	合計
令和7年度	25	15	40	248	95	343	273	110	383
令和6年度	39	22	61	306	110	416	345	132	477
令和5年度	68	26	94	371	134	505	439	160	599

（注）各年度末現在の所持者数である。

第2表 厚生労働省所管手帳・手当等受給者数

（単位 人）

区 分	医 療 手 帳			特 別 手 当			健康管理手当			保 健 手 当		
	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計	県内 居住者	県外 居住者	計
令和7年度	243	78	321	10	2	12	226	60	286	0	1	1
令和6年度	300	91	391	10	2	12	281	70	351	1	1	2
令和5年度	361	115	476	13	2	15	335	87	422	1	1	2

（注）各年度末現在の受給者数である。

〔事業の内容〕

1 健康診断及び相談事業（予算額 17,113 千円）

毒ガス従事者等に対し、健康管理手帳を交付し、一般検査を行い、更に必要な者に対しては精密検査を実施して毒ガス従事者等の健康の保持・増進を図る。（昭和49年度創設）

また、広島県毒ガス障害者相談室（呉共済病院忠海分院敷地内）及び県被爆者支援課に相談員を配置し、毒ガス従事者等の相談に応じる。

第3表 健康診断実施状況

（単位 人）

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
一 般 検 査	財 務 省	27	18	8
	厚 生 労 働 省	122	99	72
	計	149	117	80
精 密 検 査	財 務 省	0	0	0
	厚 生 労 働 省	3	3	3
	計	3	3	3

2 医療費及び各種手当の支給（予算額 178,865 千円）

厚生労働省所管の毒ガス従事者等のうち、ガス障害に罹患している者に対し、医療手帳を交付し、医療費（自己負担分）、健康管理手当、保健手当及び介護手当を支給している。

平成 13 年度から、財務省所管の者と同様に、ガス障害者のうち当該ガス障害が毒ガス等の影響を強く受け、かつ、重篤である者に特別手当、医療手当を支給している。

第 4 表 厚生労働省所管手当等の種類及び支給月額

（単位 円）

区 分	医療費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介 護 手 当			
令和 8 年度	実 費	117,350	41,880 ～ 39,130	39,130	19,620	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	113,740 75,820 24,970
令和 7 年度	実 費	113,650	40,560 ～ 37,900	37,900	19,000	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	109,770 73,170 24,190
令和 6 年度	実 費	110,660	39,490 ～ 36,900	36,900	18,500	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	106,820 71,200 23,550
令和 5 年度	実 費	107,260	38,280 ～ 35,760	35,760	17,940	費用介護	重度 中度	限度月額 限度月額	105,800 70,520 22,830

第 5 表 厚生労働省所管手当等の支給状況

（単位 人、千円）

区 分		医 療 費	特別手当	医療手当	健康管理手当	保健手当	介護手当
令和 7 年度	延人数	1,866	144	119	3,857	18	0
	金 額	4,835	16,366	4,521	146,408	342	0
令和 6 年度	延人数	2,464	173	153	4,681	24	0
	金 額	6,997	19,034	5,692	172,656	444	0
令和 5 年度	延人数	3,200	199	176	5,732	21	0
	金 額	8,793	21,973	6,375	205,046	431	0

3 県独自の援護事業（予算額 1,062 千円）

県独自の援護事業として、死亡弔慰金、通院交通費及び介護手当附加金を支給するとともに、毒ガス従事者等療養保養事業を実施し、国の施策を補完する。（昭和 56 年度創設）

また、大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会が行う援護事業（大久野島毒ガス障害死没者慰霊式典）に対して助成を行う。（昭和 42 年度創設）

第 6 表 県独自の援護措置による手当等支給状況

（単位 件、円）

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	支 給 額
死 亡 弔 慰 金	90	900,000	64	640,000	52	520,000	10,000 円
通 院 交 通 費	167	141,450	114	75,810	76	39,660	認定額支給
介護手当附加金	0	0	0	0	0	0	限度月額 47,230 円
毒ガス従事者等療養保養事業	0	0	0	0	0	0	休憩 1 回 250 円、 宿泊 1 日 500 円以内、 年 1,500 円を限度
計	257	1,041,450	178	715,810	128	559,660	